

## 浜松市水難救助業務における潜水活動に関する要綱

平成18年4月 1日 浜消達 第 56号

改正 平成25年3月29日 浜消局達第197号(い)

改正 平成28年3月31日 浜消局達第218号(う)

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市救助隊規程(平成19年浜松市消防本部訓令甲第6号。以下「規程」という。)に定めがあるもののほか、水泳中の溺者又は水中転落等による事故に対応する活動について、必要な事項を定める。(う)

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(う)

- (1) 水難救助業務 水泳中の溺者又は水中転落等による事故に対応する救助活動をいう。
- (2) 潜水器具 自給式水中呼吸装置その他特殊な潜水装置をいう。
- (3) 潜水隊員 水難救助業務において、潜水器具を使用し活動を行う救助隊員をいう。
- (4) 潜水業務 水難救助業務において、潜水隊員が潜水器具を用いて行う業務をいう。

(隊員の任命等)

第3条 潜水隊員は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第72条第1項の規定により潜水士免許証の交付を受け、静岡県消防学校水難救助科又はその他の教育訓練機関において相当する水難救助に関する講習を修了した救助隊員のうちから消防長が指定する。

(う)

- 2 潜水器具は西救助隊に置き、潜水業務は前項により指定された西救助隊員が行う。(う)
- 3 消防長は、必要があると認める場合は、潜水隊員の指定を解除することができる。(う)

(潜水業務の区分)

第4条 潜水業務は、次の各号に区分するものとする。(う)

- (1) 救助活動 救助を必要とする者の生存が確認され、若しくは生存が見込まれる水難救助業務で、人命救助を目的に行う活動とし、活動時間は覚知後3時間とする。ただし、現場最高指揮者が救助活動の継続を必要と認める場合は、この限りでない。(う)
- (2) 捜索活動 救助を必要とする者が行方不明又は生存の見込みのないもので、救助活動から移行するもの及び他機関からの要請に基づき行う活動とし、活動時間は覚知後72時間とする。ただし、現場最高指揮者が活動の継続を必要と認める場合は、この限りでない。(う)

(潜水業務の基準)

第5条 潜水業務を行う場合は、次に定める基準によるものとする。(う)

- (1) 陸上又は消防機関等の舟艇から水平距離30メートル以内の区域であること。

- (2) 潜水深度が10メートル未満であること。ただし、現場最高指揮者が水流及び海潮流の流速（以下「流速」という。）、波浪、水中の視界、潜水隊員の能力等から総合的に安全を確保できると判断した場合は、この限りでない。
- (3) 流速が1.0ノット以下であること。ただし、現場最高指揮者が総合的に安全を確保できると判断した場合は、この限りでない。
- (4) 暴風、波浪等の各気象警報が発令されていないこと。ただし、現場最高指揮者が総合的に安全を確保できると判断した場合は、この限りでない。
- (5) 水中の視界が0.5メートル以上であること。ただし、現場最高指揮者が水中の視界に応じた活動方法を指示することにより十分な安全を確保できると判断した場合は、この限りでない。
- (6) 水温が摂氏7度以上であること。ただし、寒冷用乾式潜水服を着用した場合は、この限りでない。
- (7) 日の出から日没までの間であること。ただし、現場最高指揮者が水面及び水中の照明を十分確保できると判断した場合は、この限りでない。
- (8) 現場最高指揮者は、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）に規定するもののほか、潜水業務における安全管理の確立に努めなければならない。

（潜水隊員の責務）

第6条 潜水隊員は、常に潜水業務の遂行上必要な知識の習得及び技術の向上を図るとともに、潜水器具の保全及び万全な体調の保持ができるように努めなければならない。（う）

（潜水隊員の基準）

第7条 隊長は、別表の潜水救助技術基準（以下「隊員基準」という。）により、潜水隊員の技術を次の各号により区分する。（う）

- (1) レベル1 隊員基準の全ての内容において「1」の判定を受けた者（い）
- (2) レベル2 隊員基準の全ての内容において「1」又は「2」の判定を受けた者（い）
- (3) レベル3 隊員基準の全ての内容において「1」、「2」又は「3」の判定を受けた者（い）

2 隊長は、常に潜水隊員の技術の把握に努めなければならない。（い）

（従事制限）

第8条 潜水業務は、潜水隊員2人1組（以下「バディー潜水」という。）の原則を厳守し、次の各号のいずれかに定める従事制限によるものとする。（う）

- (1) レベル1の潜水隊員は、全ての潜水隊員とバディー潜水することができる。
- (2) レベル2の潜水隊員は、レベル1又はレベル2の潜水隊員とバディー潜水することができる。
- (3) レベル3の潜水隊員は、レベル1の潜水隊員とバディー潜水することができる。

（安全対策）

第9条 隊長又は副隊長は、潜水業務を行う場合には第4条に規定する潜水業務の区分に応じた活動内容、使用資機材及び支援体制等を決定し、次の各号に定める対策を講じるとともに、第1号様式の潜水業務計画書を作成し保存すること。(う)

- (1) 潜水業務前後の健康及び精神状態の確認(う)
- (2) 潜水器具の点検(う)
- (3) 状況に応じた潜水器具の使用
- (4) 緊急事態を想定した交代要員等の待機及び潜水活動支援体制の確立
- (5) 指示及び命令等の伝達方法の確認
- (6) 船舶等が航行する水域での船舶等の進入防止  
(報告等及び記録)

第10条 隊長は、潜水隊員が潜水業務及び訓練を行った場合は、第2号様式の潜水業務記録簿を作成し保存すること。(う)

- 2 潜水隊員は、潜水業務後に健康状態の不調等を認めた場合は、第3号様式の潜水隊員の自覚症状チェック表に基づき、速やかに隊長に報告すること。(う)  
(疾病等の申出)

第11条 潜水隊員は、高気圧作業安全衛生規則(昭和47年労働省令第40号)第41条の疾病にかかった場合又は正常な潜水活動ができないおそれがある心身の状態にある場合は、ただちに隊長に申し出なければならない。(う)

- 2 隊長は、前項の申し出があったとき又は潜水隊員が前項の状態にあると認められる場合は、所属長へ、報告しなければならない。(う)

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 潜水活動実施基準(平成13年7月25日付け浜消達第96号)を廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。(い)
- 4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。(う)

別表

## 潜水救助技術基準

種別	項別	内 容		判 定		
				1	2	3
基本技術	設定 点検	1	資機材設定	優	良	可
		2	重器材着装	優	良	可
	50 m プ ール	1	自由形200m	3:30	4:00	5:00
		2	素もぐり水平潜水	50m	40m	30m
		3	3点セット遊泳100m	1:30	1:40	1:50
		4	泳ぎながらマスク、スノーケルクリア	優	良	可
		5	エアーステーション100m・3ポイント	2:15	2:45	3:15
	水深 約5 m プ ール	1	立ち泳ぎ・3点セットなし	3:30	3:00	2:30
		2	立ち泳ぎ・3点セットあり	6:00	5:00	4:00
		3	重垂引揚げ・3点セットなし(5kg)	優	良	可
		4	重垂引揚げ・3点セットあり(5kg)	優	良	可
		5	エントリー(ジャイアントストライド、バックジャンプ、バックロール)	優	良	可
		6	潜降(ヘッドファースト、フィートファースト、スイミングアセント)	優	良	可
		7	浮上(フリーアセント、スイミングアセント)	優	良	可
8		バディブリージング(水深5m、浮上)	優	良	可	
9		中性浮力(水底、水深3m)	優	良	可	
10		全装備脱装着(潜降【水底】-浮上-潜降【水底】)	優	良	可	
応用技術	ナビ	1	コンパスナビゲーション	優	良	可
		2	ナチュラルナビゲーション	優	良	可
	搜索	1	環状搜索	優	良	可
		2	横帯搜索	優	良	可
		3	ジャックスティ搜索	優	良	可
	操索	1	アンカー設定	優	良	可
		2	トラブル回避	優	良	可
		3	細索、基導索取扱い	優	良	可
	ドライ スー ツ	1	取扱い	優	良	可
		2	潜降浮上	優	良	可
		3	中性浮力	優	良	可
		4	吹上防止	優	良	可
	搬送	1	水中搬送	優	良	可
		2	水面搬送	優	良	可
共通項目	1	安全潜水	優	良	可	
	2	沈着冷静	優	良	可	
	3	バディシステム厳守	優	良	可	

### 判定基準の説明

- ・「優」潜水隊員としての技術が特にすぐれ、他の隊員の手本となるもの。
- ・「良」潜水隊員としての技術がすぐれている。
- ・「可」潜水隊員としての技術が基準に達している。

基本技術、水深5mプール5～7については、3点セット及び全装備着装時に実施する。

応用技術(搜索・操索)については、暗黙潜水も含む。

### 潜水業務計画書（ 回目）

		作成者							
事故種別				覚知別					
発生日時									
実施場所									
発生場所									
事故概要									
活動区分		1 救助活動      2 搜索活動      3 訓練      4 その他（      ）							
活動内容 (搜索法)		1 自由搜索法      2 半円搜索法      3 横隊搜索法      4 直線搜索法							
		5 環状搜索法      6 ジャックステイ搜索法							
		その他							
潜水予定		潜水深度      m		潜水時間      分					
		作業時間      分		浮上時間      分					
隊編成	区分	隊員名	エントリー	残圧	潜水開始	浮上	エキジット	残圧	
	隊長		時 分		時 分	時 分	時 分		
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分		
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分		
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分		
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分		
	スクバィ		時 分		時 分	時 分	時 分		
	スクバィ		時 分		時 分	時 分	時 分		
	スクバィ		時 分		時 分	時 分	時 分		
気象等	天候	気温	風向	風速	視界	水温	水中視界	水深	注意報・警報
				m			m	m	
	特記事項（気象予測等）								

作業時間とは、各種検索の開始から浮上開始までの時間とする。

潜水隊における連続潜水（水面休息10分以内）時には、補助用紙を活用する。

使用資機材	使用資機材名、個数を記載											
支援体制	陸上補助		水上補助		舟艇等		他機関要請					
	その他											
安全に対する チェック事項	事前		1 潜水活動要件は満たされているか。									
			2 隊の編成及び装備は活動内容に応じたものとなっているか。									
			3 潜水隊員の健康状態はよいか。									
			4 使用資機材の事前点検は実施されているか。									
			5 活動内容に無理はないか。									
	活動中		6 活動内容及び注意事項は隊員に徹底されているか。									
			7 潜水区域の底質、漁網及び船舶の航行はよいか。									
			8 潜水隊員の行動は沈着冷静か。									
			9 合図の確認、呼称及び復唱は適切か。									
			10 安全管理措置は講じられているか。									
			11 活動の進行に無理はないか。									
記事												

補助用紙

( 回目 - 2 )

隊編成	区分	隊員名	エントリー	残圧	潜水開始	浮上	エキジット	残圧
	隊長		時 分		時 分	時 分	時 分	
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分	
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分	
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分	
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分	
	スタバイ		時 分		時 分	時 分	時 分	
	スタバイ		時 分		時 分	時 分	時 分	
	スタバイ		時 分		時 分	時 分	時 分	

( 回目 - 3 )

隊編成	区分	隊員名	エントリー	残圧	潜水開始	浮上	エキジット	残圧
	隊長		時 分		時 分	時 分	時 分	
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分	
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分	
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分	
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分	
	スタバイ		時 分		時 分	時 分	時 分	
	スタバイ		時 分		時 分	時 分	時 分	
	スタバイ		時 分		時 分	時 分	時 分	

( 回目 - 4 )

隊編成	区分	隊員名	エントリー	残圧	潜水開始	浮上	エキジット	残圧
	隊長		時 分		時 分	時 分	時 分	
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分	
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分	
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分	
	隊員		時 分		時 分	時 分	時 分	
	スタバイ		時 分		時 分	時 分	時 分	
	スタバイ		時 分		時 分	時 分	時 分	
	スタバイ		時 分		時 分	時 分	時 分	

## 潜水業務記録簿（      回）

年    月    日

実施日時	
潜水場所	
潜水隊員	

活動内容				
使用資機材				
潜水深度      m	潜水時間      分	浮上時間      分	水面休息      分	
修正時間      分	最大無限圧潜水時間 - 修正時間      分（2回目の潜水時間）			
浮上停止深度   m				
浮上停止時間   分				
潜降開始時間   時   分	浮上開始時間   時   分	水面到着時間      時   分		
潜   水   活   動				
深度 m	潜降時間	活動時間	総減圧時間	時   刻
0				着 発
3				着 発
6				着 発
9				着 発
1 2				着 発
1 5				
潜水時間      分	水面休息      分	再潜水記号		
2回目潜水深度      m	潜水時間（最大無限圧潜水時間 - 修正時間）      分			
2回目潜降開始時刻      時   分				
潜水隊員の体調    不調    良好			記録者	



## 潜水隊員の自覚症状チェック表

年 月 日 / 時 分

隊員名 \_\_\_\_\_

1	頭が重い	11	肩が痛い	21	筋肉が痙攣する
2	頭が痛い	12	胸が痛い	22	手足が震える
3	頭がぼんやりする	13	胸が苦しい	23	気持ちが悪い
4	全身がだるい	14	腹が痛い	24	吐き気がする
5	足がだるい	15	腰が痛い	25	寝不足
6	目が疲れる	16	膝が痛い		(睡眠時間 約 時間)
7	眠い	17	足が痛い	26	寒気がする
8	横になりたい	18	息苦しい	27	鼻がつまる
9	いらいらする	19	熱がある	28	ケガの有無
10	気がちる	20	めまいがする		

上記以外で自覚症状があれば記入する。